



円滑な議会活動のため  
郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程を  
制定しました



ターゲット 16.6

2025年1月24日

郡山市議会事務局

総務議事課

課長 柳沼 貴世

TEL：924-2528

SDGs ターゲット 16.6 「あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。」

本市では多様性を尊重し、議員の円滑な議会活動に資するため、「郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程」を制定しました。

1 規程名 郡山市議会議員の通称名等の使用取扱規程

2 制定日 令和7（2025）年1月20日（月）

3 制定の経緯

令和2年3月13日付け全国市議会議長会「議員の通称使用について」の通知、並びに令和5年9月15日付け総行第397号で総務省自治行政局長からの「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」の通知において議会活動における旧姓使用を認めることについて助言がなされており、また、議員の通称使用に関する国会における先例や地方議会における要綱等制定による対応に鑑み、議員活動の円滑化を図るため、通称名等の使用に関する規程を定めることとなった。

4 届出により使用可能な通称名等（規程第1条）

- (1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称
- (2) 旧漢字を新漢字に改めた氏名
- (3) 婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍の氏を改める前の戸籍上の氏（旧姓）

5 規程のウェブサイト掲示場所

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/gikai/133959.html>

